

ほんちようケアセンター訪問介護、日常生活支援総合事業第1号訪問事業  
重要事項説明書

< 2026年 6月 1日 現在 >

1. 提供するサービスについての相談窓口

電話 042-399-2110 (8時30分～17時00分)

担当 サービス提供責任者 川合 博之 ※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2. 施設概要

(1) サービスの種類と地域

名 称	ほんちようケアセンター
所 在 地	東京都東村山市本町3-43-1
介護保険指定番号	訪問介護 東京都 第 1372701530 号
サービス対象地域	東村山市

※上記以外の方でもご希望の場合はご相談ください。

(2) 職員体制

名 称	資 格 等	職 員 数		業 務 内 容
		常 勤	非 常 勤	
管 理 者	介護福祉士	1名		事業所従事者の管理、 業務管理
サービス 提供責任者	介護福祉士	1名以上		訪問介護計画、生活指導
訪問介護員		2.5名以上 (サービス提供責任者含む)		身体介護・生活援助  訪問型サービス

(3) 営業時間

月 ~ 土	8時30分 ~ 17時00分
定 休 日	日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)

(4) 訪問介護員派遣時間

サービス提供時間	7時00分 ~ 19時00分
サービス提供日	月曜日 ~ 日曜日

### 3. サービス内容

#### 訪問介護

- ① 身体介護
- ② 生活援助

#### 日常生活支援総合事業

- ① 訪問型サービス

#### 料 金

(1) 訪問介護（要介護1から5の方）

(1回あたり)

身 体 介 護	20分未満	1,802円	生 活 援 助	20分以上45分未満	1,978円
	20分以上30分未満	2,697円		45分以上	2,431円
	30分以上1時間未満	4,277円			
	1時間以上	6,266円			
身体介護に引き続き行う場合 (生活中心)	20分～45分	+719円			
	46分～70分	+1437円			
	70分以上	+2,155円			

注. 上記費用については、利用対象負担額は保険者の定める介護保険負担割合による。

(2) 日常生活支援総合事業 要支援1、要支援2、事業対象者の方

週1回程度 月5回以上	1ヶ月あたり 12,995円
週2回程度 月9回以上	1ヶ月あたり 25,956円
週2回を超える程度 月13回以上	1ヶ月あたり 41,183円
標準的なサービス	1回につき 3,172円
20～45分の生活援助	1回につき 1,978円
45分以上の生活援助	1回につき 2,431円
短時間の身体介護	1回につき 1,802円

注. 上記費用については、利用対象負担額は保険者の定める介護保険負担割合による。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業 要支援1、要支援2、事業対象者の方

基準緩和型サービス

(1回あたり)

生活援助が中心である場合 45分以上	1回につき2,431円
生活援助が中心である場合 20分～45分未満	1回につき1,978円

注. 上記費用については、利用対象負担額は保険者の定める介護保険負担割合による。

#### ◎加 算

※緊急時訪問介護加算	1,105円
※訪問介護初回加算	2,210円
※生活機能向上加算(Ⅰ)(1月につき)	1,105円
※口腔連携強化加算(1回につき、1月1回まで)	553円

2名の訪問介護員が訪問 する場合	所定の200%
夜間(18時~)・早朝(~8時)にサービス を提供した場合	所定の25%増
特定事業所加算Ⅰ	所定の20%増
特定事業所加算Ⅱ	所定の10%増
介護職員等処遇改善加算(Ⅰイ)	所定単位数の270/1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)	所定単位数の287/1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅱイ)	所定単位数の249/1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅱロ)	所定単位数の266/1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の207/1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の170/1000

注. ※の加算の費用については、利用対象負担額は保険者の定める介護保険負担割合による。

### (3) キャンセル料

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① 利用日の前営業日17時までにご連絡いただいた場合	無 料
② それ以降にご連絡いただいた場合	1,000円

※但し、休業日及び営業時間以外は留守番電話での対応となります。

※急な体調不良時はこの限りではありません。

### ◎健康上の理由による中止

- ① 風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェック等で体調が悪い場合には、サービス内容の変更または中止することがあります。その場合、家族・介護支援専門員に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

### 4. 支払い方法

利用料は、毎月10日以降に前月分のご請求を行い、20日に自動引き落としとなります。お支払いの確認後、領収証を発行いたします。

なお、ゆうちょ銀行以外の金融機関からの引き落としの場合は、実費手数料をご負担いただきますので、あらかじめご了承ください。

## 5. サービスの利用方法

### (1) サービス利用開始

お電話等でお申し込みください。当センター職員がお伺いします。

※居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合、事前に介護支援専門員（ケアマネジャー）とご相談ください。

### (2) サービスの終了

#### ①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書等でお申し出ください。

#### ②当センターの都合でサービスを終了する場合

人員不足等でやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書等で通知いたします。

#### ③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

#### ④その他

- ・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当センターが破産した場合、お客様は文書等で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院もしくは病気等により3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはお客様やご家族などが当センターや当センターのサービス従事者に対するセクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどを含む行為により、この契約を継続するうえでの信頼関係を破壊された場合は、文書等で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

## 6. 当センターの特徴等

### (1) 運営の方針

- ① 利用者の心身の状況や環境等に留意し、可能な限り居宅において自立した生活が営めるように、利用者の立場に立って援助します。
- ② 利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の選択に基づいた適切なサービスの提供に努めます。

### (2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
従事者への研修の実施	○	
サービスマニュアルの作成	○	
そ の 他	○	通所介護・居宅介護支援・シルバーピア生活相談事業

### (3) サービス利用にあたっての留意事項

- ・ サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- ・ お客様の体調不良等の理由により、サービスの実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます

## 7. 秘密の保持

- (1) 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- (2) 事業者は、当事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を行います。
- (3) 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書等により得るものとします。

## 8. 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。
- (2) 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- (3) 事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 9. 虐待への対応

- ① 当時業者は、利用者や利用者家族等への虐待の疑いを知り得た際には、関係機関と連携し対応していきます。
- ② ほんちょうケアセンターでは虐待防止マネジャーを配置、当時業者では虐待防止委員を配置し定期的（6月に1回以上）に委員会を開催します。
- ③ 当事業所は、虐待防止のための指針を策定し定期的な研修を行います。

## 10. 身体的拘束などの対応

事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する。身体的拘束等を行う場合は身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他の必要な事項の記録を行います。

### 11. 業務継続

当時業者は感染症並びに災害に係る業務継続計画の策定を行います。

#### 災害時の対応

- ① ほんちょうケアセンターでは大規模災害に備え、ほんちょう保育園と合同にて初動訓練、炊き出し訓練を行います。
- ② 当事業所では防火防災委員を配置し、ほんちょうケアセンターでは定期的に委員会の開催を行います。

#### 感染対策

- ① ほんちょうケアセンターでは感染症が発生、またはまん延しないように感染症対策委員を配置し定期的（6月に1回以上）、必要時に委員会の開催を行います。
- ② 当事業所では感染症の予防、まん延防止のための研修、訓練を行います。

### 12. テレビ電話等の活用

各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施を除く）、利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議についてはテレビ電話等の活用を行っていきます。尚、利用者や利用者家族等が参加する場合にあっては事前に同意を得て行います。

※テレビ電話装置等の活用には、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守します。

### 13. 電磁的記録について

交付、説明、同意、承諾、締結等について、事前に利用者・家族等の承諾を得た上で、電磁的方法によることができます。

14. サービス内容に関する苦情

- ① 苦情受付担当者 管理者 川合 博之  
 ② 当センター苦情解決責任者 センター長 野崎 礼  
 ③ 苦情解決統括責任者 理事長 相原 弘子  
 電 話 042-399-2110

③ その他

当センター以外に、市町村等の相談・苦情窓口等に伝えることができます。

市町村等	受付部署	電話番号
東村山市	健康福祉部介護保険課 介護給付係	042(393)5111
東京都国民健康保険団体連合会	介護福祉部介護相談指導課 介護相談室	03(6238)0177

15. 当センターの概要

名称・法人種別 社会福祉法人 村山 苑  
 代表者役職・氏名 理 事 長 相 原 弘 子  
 法人所在地 東京都東村山市富士見町2-7-5  
 電話番号 042-393-8496

その他の事業等

- ・ 救護施設 村山荘  
さつき荘
- ・ 生活困窮者支援 むらやまえん生活相談所
- ・ 障害者支援施設 福祉事業センター
- ・ 保育所 つぼみ保育園  
ふじみ保育園  
ほんちょう保育園  
ひよし保育園
- ・ 介護老人福祉施設 ハトホーム  
第2ハトホーム
- ・ 短期入所生活介護事業 ハトホーム
- ・ 居宅介護支援事業 ほんちょうケアセンター
- ・ 通所介護事業 ほんちょうケアセンター

サービスの提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 東京都東村山市本町3-4-3-1  
名称 社会福祉法人 村山苑  
ほんちょうケアセンター

説明者 \_\_\_\_\_

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護等についての重要事項の説明を受け、ここに同意します。

年 月 日

利用者

<氏 名> \_\_\_\_\_

家族代表者

<氏 名> \_\_\_\_\_

代理人

<氏 名> \_\_\_\_\_

(利用者本人との関係 )